

# 令和6年度 地域活動推進費補助金、

## 地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

昨年からの変更点がございます！

補助金申請書の提出にあわせて、「口座振替依頼書」のご提出をお願いします！（口座名義人に変更が生じる場合は、必ず口座名義を変更してからご提出ください。）



### 1 地域活動推進費補助金

夏祭りなどのイベント開催、総会の開催や各種団体への会費など、自治会町内会の活動全般に対して支払われる補助金です。

#### （1）補助金額

補助金の算出方法は、以下のAかBのうち、いずれか低い方の金額になります。

【A】  $700\text{円} \times \text{加入世帯数}$ （令和6年4月1日）

【B】  $\text{補助対象経費} \times 1/3$

補助対象経費…自治会町内会の活動費のうち、①～④を除外した経費

- ①他の補助金を利用している活動費（港南区地域防犯活動補助金 等）
- ②金券、祝金、寄付金、募金、香典 等
- ③交流会関係（慰労会費、親睦会費、賀詞交換会費、忘年会費 等）
- ④積立金、予備費、次期繰越金

⇒詳しくは、「補助対象経費・補助対象外経費の例」をご確認ください。

#### （2）申請の流れ

	時期	自治会町内会	区役所
今回	① ～6月	申請 ※前年度報告と同時	⇒ 「交付決定通知書」の送付
	② 6月頃～	交付請求	⇒ 補助金の交付
	③ 翌年5月	活動報告 ※翌年度申請と同時	⇒ 「確定通知書」の送付 (余剰金の返還が生じる場合は、 納付書を送付します。※)

※余剰金の返還とは・・・

補助金を前払いでお支払いしています。上記③で、補助金額の確定をしますが、自治会町内会の支出（対象経費）が少ないと余剰金の返還が発生します。

余剰金が発生する場合： $\text{補助金額} > \text{補助対象経費} \times 1/3$

## 2 地域防犯灯維持管理費補助金

令和6年4月1日現在設置され、不特定多数の市民が通行する道路を照らしている防犯灯のうち、自治会町内会が所有・維持管理しているものに支払われる補助金です。

※マンション管理組合等が所有・維持管理する照明灯で、地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会が認めたものも、区の現地調査の上で対象となる場合があります。

### (1) 補助金額

灯数×2, 200円

### (2) 提出書類「電気料金等領収証」「電気料金集約分内訳表」等について

申請時に添付いただく必要がございます。契約方法により、添付書類が異なりますので下表をご確認ください。

なお、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯（アパートやマンションなどの照明）（従量電灯契約）については、下表書類と併せて**防犯灯の位置図**を添付してください。

※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものにならないものの契約が混在しているため、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があるためです。

		4月以降の防犯灯の契約内容	
		まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合) ①・②どちらの書類も提出ください。	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみ、または 接続した鋼管ポールが1列のみ 1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
契約(支払い)方法	一括前払い契約	①「電気料金等領収証」(直近)のコピー ②「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー ※電気料金集約分内訳表は1年に1度しか発行してもらえないのでお気を付けてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー</li> <li>鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。</li> <li>補助対象が1灯しかない場合は、そのまま「1灯」で申請となります。</li> </ul>
	月払い	①「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ②「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー</li> </ul>

- ・領収証を紛失等した場合は、再発行の手続をしてください。(有料)  
再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー(株)へお問合せください。
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できる Web サイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。  
その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。
- ・カスタマーセンター神奈川 (第一) ☎0120-99-5772 もしくは 045-394-2176
- ・カスタマーセンター神奈川 (第二) ☎0120-99-5776 もしくは 046-408-5996

領収書のダウンロード方法 (東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>

(令和6年2月現在)

(電気料金等領収証見本)

**CO 電気料金等領収証**  
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇自治会様

年	月	分	金額
29	5	月	12,345 円
うち消費税等相当額			( 587円)

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

号  
号  
町内会様  
XXXXXXXXXX

ご契約名義欄 (自治会町内会やその代表者)

〇〇〇〇自治会様  
ご使用 横浜市 〇〇区  
場所 〇〇町 〇丁目  
〇番(地) 号  
様 号

〇〇〇〇〇〇自治会様  
お客様番号 22032-20323-0-0

ご契約期間 月 日 ~ 月 日

ご契約	ご使用	うち夜間ご使用量	振替月日
*****	*****	***** kWh	月 日

772(代)  
株式会社

戸数	力率	通電制御型割引率	割引対象機器容量
			kVA kVA
			5時間通電 通電制御型
ご契約	*****	*****	
定額負担設備	10W	20W	40W 60W 100W その他

(お知らせ)  
○本状に添付してご不明な点がございましたら、左記のお客様番号をお申し添えのうえ、表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

(電気料金集約分内訳表見本)

平成27年4月分 電気料金集約分内訳表

ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用)	種別	契約力率										5時間通電割引対象	精算による差額(金額) (円)	金額 (円)		
					10	20	30	40	50	60	70	80	90	100				200	300
〇〇〇〇チョウナイカイ様	P01	26	06809 - 06842 - 6 - 00	0															
〇〇〇〇チョウナイカイ様	P201	26	06809 - 06842 - 7 - 00	0															
〇〇〇〇チョウナイカイ様	P55	26	06809 - 06842 - 8 - 00	0															
231-0017 ヨコハマシ ナカ	○				8	3	6	1											
地区番号		お客さま番号		合計	精算額	合計	振替月日	合計金額		振替予定月日									
〇〇〇〇チョウナイカイ 様		26 06809 - 06842 - 6 - 00			円	円	月 日	円		月 日									

各欄を合計する  
例: 3(10W)+6(40W)+1(60W)=10(灯数)

代表の「お客さま番号」は電気料金等領収証と同じ番号になります。

(3) 申請の流れ

	時期	自治会町内会	区役所
今回	① ~ 6月	申請	⇒ 「交付決定通知書」の送付
	② 6月頃~	交付請求	⇒ 補助金の交付

※防犯灯補助金は申請時の領収書確認をもって確定するため、別途報告は不要です。

区役所では、東京電力エナジーパートナー(株)が発行する書類(電気料金等領収証、電気料金集約分内訳表等)を発行することができません。

### 3 提出期限ほか

#### (1) 提出期限

**令和6年6月28日(金)まで※** 電子メール、郵送または地域振興課窓口へ持参

※新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、昨年より期限が早まっております。

#### (2) 提出書類

裏面「補助金提出書類チェックリスト」のとおり

#### (3) 注意事項

ア 申請及び報告時の代表者印の押印は不要ですが、訂正がある場合は、代表者印の押印が必要です。(訂正は二重線見え消しで代表者印を押印し、正しい内容を書いてください。)

イ 各様式は送付した書類かHPからダウンロードしてご使用ください。

ウ 補助対象経費で1件100万円以上になることが見込まれるときは、原則として市内事業者による入札または見積もり合わせをする必要があります。

#### (4) 電子メールによる相談及び申請について

窓口にお越しいただくことが難しい場合は、電子メールでのご相談も可能です。収支決算書(総会資料で代用可)や収支予算書(総会資料で代用可)をお送りいただければ、担当が補助金額の計算を行い、電子メールにてお返しすることができます。

また、必要な書類を電子メールに添付しての申請及び報告が可能です。

(代表者印が押印されている場合は電子メールでの申請及び報告ができません。)



#### 分からない時は・・・

上記提出書類を持って、地域振興課(区役所5階54番窓口)にお越しください。随時、相談も受け付けております。電子メールでの相談もできます。

5月11日(土)には、事前予約制での補助金個別相談を予定しています。

【担当】 港南区役所地域振興課地域運営推進係  
齋田、星野

〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10

電話：847-8391 FAX：842-8193

電子メール：[kn-chishin@city.yokohama.jp](mailto:kn-chishin@city.yokohama.jp)

## 補助金提出書類チェックリスト ～申請・報告の際にご活用ください～(単会版)

### (1) 令和5年度 地域活動推進費補助金実績報告に必要な書類

- ① 活動実績報告書 (第6号様式)
- ② 事業実績報告書 (総会資料で代用可)
- ③ 収支決算書 (総会資料で代用可)
- ④ 補助対象経費に係る領収書 (10万円未満・公共料金に係るものを除く)

### (2) 令和6年度 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書 (第1号様式)
- ② 事業計画書 (総会資料で代用可)
- ③ 収支予算書 (総会資料で代用可)
- ④ 規約 (変更がない場合は不要)
- ⑤ 総会資料

※以下の⑥、⑦は地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請に必要な書類です。

- ⑥ 防犯灯電気料金等領収書※または支払証明書の写し (令和6年4月分)
- ⑦ 電気料金集約分内訳表の写し (令和6年4月分)
- ⑧ 口座振替依頼書

(口座名義人を変更する予定がある場合は、名義変更後にご提出ください)

※申請書等の様式は、区連会HPにも掲載しております。

港南区連会

検索



補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等）</li> <li>備品代（会議テーブル、椅子等）</li> <li>消耗品代（紙、鉛筆等）</li> <li>電話代、郵送料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンションなどの集合住宅で、共益費などとして支払うもの （自治会町内会の会計とは分けて管理します。）</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルバイト賃金</li> <li>役員手当</li> <li>活動謝礼、活動交通費</li> </ul>	
会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>会館借上費</li> <li>会館光熱水費</li> <li>会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く）</li> <li>会館設備点検費</li> <li>会館耐震診断費用</li> <li>会館火災保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費</li> <li>固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費</li> <li>交通安全活動経費</li> <li>地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合）</li> <li>防犯活動経費</li> <li>防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く）</li> <li>子供会、婦人部、老人クラブ活動費</li> <li>盆踊り大会開催費</li> <li>運動会、スポーツ大会開催費</li> <li>敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外）</li> <li>給食、配食サービス経費</li> <li>講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費</li> <li>広報活動費</li> <li>掲示板設置費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等）</li> <li>町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等）</li> <li>その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用）</li> <li>祝金（入学、成人、敬老等）</li> <li>賀詞交換会（開催費、参加費）</li> <li>裁判費用（弁護士費用等）</li> <li>金券類</li> <li>宿泊費</li> </ul>
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ推進委員、青少年指導員負担金</li> <li>防犯協会、体育協会分担金</li> <li>その他公益的な事業を行う団体に支払う会費など</li> </ul>	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>懇親会費、親睦会費</li> <li>新年会費、忘年会費</li> <li>慰労会費、反省会費</li> </ul>
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> <li>寄付金</li> <li>募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典</li> <li>積立金</li> <li>予備費</li> <li>次年度への繰越金</li> <li>区へ返還した余剰金</li> </ul>

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

（報告先）  
港 南 区 長

（報告者） 所在地  
団体名  
代表者名

**代表者名の押印は必要ありません。  
しかし、訂正がある場合は、代表者印  
の押印が必要です。**

### 令和5年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和5年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

\_\_\_\_\_ 円

2 [自治会町内会]  
補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

**（収支決算書の支出合計額－補助対象外経費※）  
× 3分の1（1円未満切捨）**  
  
※補助対象外経費については、  
「補助対象経費・補助対象外経費の例」を必ず  
確認！ 例年、この誤りが最多です！

\_\_\_\_\_ 円

[地区連合町内会]  
基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

\_\_\_\_\_ 円

3 余剰金

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

\_\_\_\_\_ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し
- (4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他区長が必要とする書類



令和6年度地域活動推進費補助金交付申請書・  
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

港南区長

（申請者） 所在地  
団体名  
代表者名

**訂正がある場合を除き、代表者  
名の押印は必要ありません。**

令和6年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円  
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

＜自治会町内会の場合＞

A 700円 × 加入世帯数  
B 補助対象経費（事務費＋事業費）× 3分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入してください。（十円未満切捨）

申請にあたっての確認事項  
令和6年4月1日現在の加入世帯数は \_\_\_\_\_ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円  
《積算内訳》  
（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）  
\_\_\_\_\_ 灯 × @2,200円 = \_\_\_\_\_ 円

部分のとおり、加入世帯数は補助金の算定に使用します。  
4月1日現在の加入世帯数を記入してください。  
なお、別途提出いただく「現況届」の届け出世帯数と同じ数をご記入ください。

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
  - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
  - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。